

令和7年（2025年）度行政評価シート【個表】 令和 7 年 6 月 23 日

評価対象事業		評価者	都市整備総務課長 高橋 謙司	
都整-04	空き家等対策推進事業	☒ 自治事務	主管課	都市整備総務課
		☐ 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	5-(5) 住宅・住環境	施策の方針	5-(5)-①住環境の整備

1 事業の目的

対象	市民等
意図	空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため。
効果	適切な管理が行われていない空き家等に関する施策を推進し、市民の生活環境の保全を図る。

2 令和6年(2024年)度を実施した事業の概要

・市民等から寄せられた空き家に関する相談を受け、空き家所有者に対して必要な情報提供や指導等を行った。	
・空家等の現地調査を民間事業者へ委託し、市民等の相談から空き家所有者の指導までの期間短縮を図った。	
・空き家の適正な管理を推進するため、市内の家屋所有者に対し空き家の適正管理を促すリーフレットを送付し、周知・啓発を図った。	
・空家特措法の改正内容を検討するため、空家等対策協議会を開催した。	

事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和6年度		令和7年度	達成度
				指標(実績値/目標値)		指標(目標値)	
				事業費(決算/当初)(千円)		予算額(千円)	
01	適切な管理がされていない空き家に対する指導	所有者への管理依頼	継続対応が必要な空き家(件)	139 / 107	107	107	77.0%
				699 / 2120	2120	1,911	
02	空き家管理に係る啓発	リーフレット配付 フリーペーパーの作成	-	- / -	-	-	-
				275 / 335	335	348	
03	空家等対策協議会の開催	委員報酬	-	- / -	-	-	-
				112 / 224	224	366	
04	一般事務経費	消耗品費	-	- / -	-	-	-
				57 / 66	66	66	
05				/			
				/			
06				/			
				/			
07				/			
				/			
08				/			
				/			
09				/			
				/			
10				/			
				/			
		財源内訳	国県支出金	/			
			地方債	/			
			その他特定財源	/			
			一般財源	1,143 / 2,745	2,691	2,691	
		事業費の合計(千円)		1,143 / 2,745	2,745	2,691	
		人件費(千円)			9,505	9,918	

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0
会計年度任用職員	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	適切な管理がされていない空き家に対する指導	相談件数は増加傾向にあり、令和5年度までは目標数値内で推移していたが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震や8月に関東で発生した地震を受け、建物倒壊などを不安に感じた市民からの相談が増加した。	空き家の適正な管理が空き家増加を抑制し、流通の促進につながることで住環境の整備に寄与する。	空き家の課題としては、相続人が多く処分方針がまとまらないことや、所有者の高齢化など、問題が多様化していることなどがある。
02	空き家管理に係る啓発	啓発事業による効果が把握しづらいため、指標は設定していない。	住宅の管理に対する意識向上が、空き家の適切な管理、流通の促進につながり、住環境の整備に寄与する。	空き家の課題としては、相続人が多く処分方針がまとまらないことや、所有者の高齢化など、問題が多様化していることなどがある。
03	空家等対策協議会の開催	空家等対策協議会を開催するものであり指標を設定していない。	—	—
04	一般事務経費	一般事務経費のため指標を設定していない。	—	—
05	0			
06	0			
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない		
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	1 実施済み		
	関連・類似する事業の統合はできないか	2 統合に向けて検討できる事業がある		
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある		
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	1 民間によるサービスで代替できる事業がある		
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である		
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	△-3 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない	
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済		
			協働実施済の場合のパートナー	法律、建築、不動産等専門団体

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	☐ 拡充	☐ 改善・変更	☒ 現状維持	☐ 縮小	☐ 休止・廃止
・「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市は空き家に関する対策の実施及びその他必要な措置を適切に講ずるよう努めるものと定められており、管理不全の空き家が増加しないよう、今後も市が継続的に所有者等への指導や市民への啓発等「鎌倉市空家等対策計画」に基づく施策を実施する必要がある。 ・令和8年度末に計画期間を終える空家等対策計画の改定において、令和5年12月に改正のあった空家特措法や現在の市内の空家等の実態を反映させた計画とする。					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	継続対応が必要な空き家						単位	件
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
市民の空き家管理の理解を深めることにより、相談が寄せられるような問題のある空き家発生を抑えることが重要であるため、過去の相談件数内に抑えることを目標値とした。	目標値	107	107	107	107	107	107	
	実績値	84	86	101	102	139		
	達成率	127.4%	124.4%	105.9%	104.9%	77.0%		

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	空き家問題に関する専門知識を有する団体との連携体制の構築							
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市
他市実績	○	○	○	○	○	○	○	○

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	空き家の対策にあたっては、不動産、法律、建築などの専門的知識が不可欠であり、多くの市が専門的知識を有する団体と連携体制を構築している。
--------------------------	---